

■ 基本目標 I 地域福祉の担い手づくり

基本施策 I-1

学校教育での福祉教育の推進

■ 現状と課題

学校教育の現場では、「総合的な学習の時間^{*}」が導入され、ボランティア活動などの社会体験や高齢者、障がい者との交流に取り組む学校が増えました。

しかし、今後、学校における「総合的な学習の時間^{*}」が見直され、福祉教育に当てる時間の減少も予想されることから、現実的対応として、内容の重点化や短期的な活動の充実も求められています。

まちづくりはひとづくりとも言われるように、心と心のふれあう福祉のまちづくりを進めるうえでも、その根幹を支えるのは「ひと」であり、長期的な視点に立った人材育成の取り組みが求められています。今後、さらに高齢社会が進行するなか、益々福祉の必要性が高まることが予想され、将来の担い手である子どもたちが、幼少期からの一貫した福祉教育を学べる地域環境整備を推進し、他者への優しさや、思いやりの心といった福祉の礎を育めるよう、学校での福祉教育と連携し、継続的かつ長期的な視点に立って進めていく必要があります。

第2期計画の策定にあたっては、平成21年実施の市民アンケート、平成22年実施の住民懇談会などを実施し、多くの市民のご意見をいただきました。

この中で、特に顕著だったことは、小さい頃からの心の教育、福祉に対する意識づけなど、学校教育に対する大きな期待でした。

学校教育での福祉教育は、「総合的な学習の時間^{*}」、「道徳」、「特別活動」などの時間を活用し、各学校の創意工夫の中で行われています。しかしながら、こうした学習活動を継続的かつ効果的に進めるためには、そのすべてを学校だけで完結することは大変困難であり、これからは学校と地域の連携という視点が、ますます重要になってきます。

今後、さらに高齢社会が進行するなか、益々福祉の必要性が予想されることから、幼少期からの一貫した福祉教育を進めるには、地域のボランティアや福祉施設などの様々な社会資源と学校の福祉教育を結びつける情報ネットワーク^{*}づくりが重要となってきます。地域社会全体で学校教育における福祉教育を支える体制と福祉教育推進のための地域環境を整備します。

市民の声

- 子供は挨拶すれば挨拶するが、不審者には挨拶をしないと指導されています。やはり挨拶は基本であり、防犯にも役立つので必要と思います。
- 子供のうちから、社会に出たら、差別が始まることを知らしめる必要があると思います。
- 現計画では教育の中で福祉教育を学んでいく方法をとっているのですが、連携することで地域の担い手をどう育てていくかが重要だと思います。
- まずは人を助ける気持ちを持てるよう、心の教育が必要と思います。
- 今、若い人を育てなければいつ育てるのか。そんな簡単にできることではないと思います。
- 幼い時期から様々な形でボランティア活動が身近なものになるよう、ある面、学校全体で行うような強制的参加を繰り返し行っていくような取り組みが必要だと思います。これからの子供たちには、困っている人を見たら自然と手をかせるような大人に育てて欲しいと願っています。

推進施策 I-1-(1)

学校と地域の連携強化

①福祉教育推進ネットワークの構築

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
学校では、総合的な学習の時間※などを活用し、ボランティア活動、高齢者や障がい者との交流、擬似体験など多様な福祉教育を行っています。こうした教育活動を効果的かつ継続的に進めるためには、地域で実際に活動している関係者の積極的な参加と協力が必要です。児童福祉施設や学校と様々な地域の社会資源とを結ぶネットワーク※を構築し、幼少期からの一貫した福祉教育を推進します。	23→27	◎	◎	○	○
	市の所管	社会福祉課 保育課 子ども支援課 学校教育課 教育委員会指導室			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H23	H24	H25	H26	H27
・福祉教育推進連絡会議※の開催	有	1回	1回	1回	1回	1回

推進施策 I-1-(2) 福祉教育推進のための地域環境整備

①地域特性を生かした福祉教育プログラム（活動メニュー）の策定支援

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
市内の小中学校の中から「福祉教育実践モデル校※」を指定し、ボランティア、福祉施設などと連携して校区内の地域特性を活かした多様な福祉教育プログラム(活動メニュー)づくりを支援します。学校では、総合的な学習時間※が見直され、福祉教育に当てる時間の減少も予想されることから、現実的対応として、内容の重点化や短期的な活動の充実に努めます。	23→27	◎	◎	○	○
	市の 所管	社会福祉課 教育委員会指導室 学校教育課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H23	H24	H25	H26	H27
・福祉教育実践モデル校※の指定	有	2校	2校	2校	2校	2校

◆福祉教育実践モデル校とは

社会福祉協議会の事業で、市内の小中学校、高校の中からモデル校を指定し、校区内の地域特性を生かした各学校での多様な福祉教育プログラム（活動メニュー）の作成を支援するとともに、全市的に福祉教育を取り組みやすい地域環境づくりを推進します。

②福祉教育研修会の開催

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
学校教育の中に効果的に福祉教育を浸透させていくには、教職員の福祉教育に対する理解が必要です。ボランティア団体などと福祉教育推進ネットワークの構築を図り、福祉教育に関する実践活動を含んだ研修会を開催します。	23→27	◎	◎	○	○
	市の 所管	社会福祉課 教育委員会指導室 学校教育課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間（年度）				
		H23	H24	H25	H26	H27
・福祉教育研修会の開催	有	1回	1回	1回	1回	1回

③福祉教育用教材の作成

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
福祉教育を全市的に推進していくためには、各学校が福祉教育に取り組みやすい環境をつくる必要があります。 福祉教育用教材として、福祉教育プログラムをベースに、福祉に関するデータ、相談窓口を含む福祉施設情報などを盛り込んだ「福祉ガイドブック」を作成します。この教材は教職員向けですが、一般市民も活用できる内容となるよう検討を図ります。	23→27	◎	◎	○ (学校)	
	市の 所管	社会福祉課 教育委員会指導室 学校教育課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間(年度)				
		H23	H24	H25	H26	H27
・福祉ガイドブックの作成	無	—	作成	—	—	作成



基本施策 I-2

社会教育での福祉教育の推進

■ 現状と課題

地域で起きる様々な福祉問題の要因の一つに家庭の教育力低下が挙げられており、生涯教育としての福祉教育を地域でどのように推進するかが大きな課題となっています。

家庭における子育てや介護の問題を解決していくことや、偏見や差別などをなくしていく福祉の心を育むためには、あらゆる年代の啓発、学習活動が必要となっています。

このため、誰もが福祉への関心を持ち、地域の福祉問題について考え、主体的に福祉活動に参加できる環境をつくるには、地域福祉活動の実例などの情報の集中と発信、福祉情報のハブ化*に努めていく必要があります。また、行政、社会福祉協議会*、ボランティア団体、NPO*など関係者が連携し、地域ぐるみの福祉教育、学習活動の充実が求められています。

市民の声

- 福祉について学ぶ場がもっと必要です。高齢者も若い方も町内のためという思いは皆さん持っていますが、関わり方や切り口などが見つけづらいため、研修会や勉強会の開催など、福祉の意識づけが必要と思います。
- 『認知症*』を知ってもらうため、もっと企業などに働きかけ、職場内研修という形で取り組める環境づくりをすすめるべきと思います。
- どうやったら地域の担い手が増えるのか。『地域のことは地域で』という風潮になっている昨今、住民もしっかり意識変革しなくてはならないと思います。
- 自由、平等と、あと一つ忘れられていることは「社会貢献すること」だと思います。その後に、自由や平等があるということも意識変革していかなければならないと思います。
- 地域の福祉活動の担い手は、その地域全員だと思います。
- 地域の中の役割を経験することによって、福祉への関心が生まれると思います。
- 口コミで福祉情報など伝達できる仲間づくりが必要と思います。
- 地域福祉計画を立てて、部分的には成功していると思います。マスコミなどを通じ上手に利用したらいいと思います。

推進施策 I-2-(1)

地域での学習機会の充実

①福祉に関する学習活動の充実

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>福祉に関する必要な知識や技術などの普及には、事業者、ボランティア団体、NPO*などの協力を得て、町内会や高齢者クラブ、企業などで福祉に関する学習活動の充実を図る必要があります。</p> <p>また、福祉にどの様に関わったら良いのか分からない、関心が無いといった方も多く、身近なテーマでの学習機会を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミント宅配便*(行政編・市民編)の利用促進、講座テーマの充実 ・地域福祉活動研修会、地域福祉推進フォーラムの開催 ・介護予防教室の開催 	23→27	◎	◎	◎	○
	市の 所管	社会福祉課 介護福祉課 生涯学習課			

◆ミント宅配便とは

北見市教育委員会が実施する、出前講座「ミント宅配便」の愛称です。市民の皆さんが知りたいこと、聞きたいことを「市民編」「行政編」の各メニューから選んでいただき、講師が出向いて説明し、生涯学習のお手伝いをするものです。「市民編」の講師は、市に登録された市民講師が務めています。

推進施策 I-2-(2)

福祉情報などの提供

①継続的な地域福祉に関する情報の提供

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>地域福祉推進の機運を高めるため、継続的に市や社会福祉協議会*の広報紙やホームページでボランティアや地域福祉活動に関する情報提供を行います。情報提供には、民間情報誌やタウン誌、FM放送などの協力を得て、市民に早く、正確で読み易いなどの様々な工夫を凝らします。</p> <p>また、地域福祉活動の実例などの情報を社会福祉協議会*に集中させ、福祉情報のハブ化*に努めます。</p>	23→27	◎	◎		○
	市の 所管	社会福祉課 市民協働推進課			

◆ハブ化とは

ハブは自転車の軸で、その軸(中心)から外側にスポークが放射線状に出ている様をいいます。拠点化ともいいます。

基本施策 I-3

ボランティア、NPOなど市民活動の育成、支援

■現状と課題

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすためには、地域住民や福祉サービス事業者、行政などがそれぞれの役割を果たし、共生・協働^{*}の理念のもと、まちづくりを推進することが必要です。また、こうした福祉のまちづくりの推進には、それを担う人材の発掘や育成が大切です。

今日、ボランティア、NPO^{*}活動など市民による社会貢献活動への関心が高まっており、活発な活動が展開されています。特に、こうした活動が公的な福祉サービスと相互に連動、補完しあうことにより、これまで以上に、私たちの地域での暮らしが安心して豊かになるものと期待されています。

本市では、社会福祉協議会^{*}のボランティア市民活動センター^{*}がボランティアの登録促進、需給調整など大きな役割を果たしています。

今後は、ボランティアのすそ野拡大に向けた具体的な取り組みと、豊かな経験と知識・技能を地域の福祉活動に活かせる多様な研修会や講習会などが必要となります。また、センターの活動内容を広く市民へ周知するとともに、ボランティアを必要とする人への情報提供など、センター機能の充実が求められています。

市民の声

- 若い人だとか高齢者だとかを問わず、元気な人が担い手になれると思います。世代ごとに地域に貢献できる形は様々だと思います。
- これからの時代は担い手を育てるのが大変になるのではないかと。感謝の言葉が励みになると思います。
- 高齢化はどこの地域も同じだが、特に農村部は高齢者が多いと思います。
- 青年ボランティア活動として、福祉団体や福祉施設で行う行事と一緒に参加し、様々な見守り活動を行っているが、会員が少ないため、目が行き届かないところがあります。
- いずれは我が身なのだから、事前に来る方（手伝ってくれる方）を募って活動してみるべきだと思います。
- ボランティアは必要だと思います。市民も関心が無い訳ではない。ただ福祉に関しての広報活動があまりにも少ないと思います。
- 除雪等にどんどん部活の生徒を使ってくださいと言ってくれる高校の先生もいます。町内会と連携を取りながら実施できたらいいと思います。

推進施策 I-3-(1)

人材の発掘、育成

①ボランティア養成講座の充実 (※重点事業)

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
市民のボランティア活動への参加を促すために、誰もが気軽に参加できるボランティア講座から、ガイドヘルパー※、手話などの専門的知識を習得できる講座まで、多様なボランティア講座を開催します。 特に、団塊世代※や高齢者の方々を対象とした講座を開催します。 ・ボランティア教室入門・専門講座 ・車椅子・ガイドヘルプ学習会 ほか	23→27	○	◎		○
	市の所管	社会福祉課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間(年度)				
		H23	H24	H25	H26	H27
・年齢別・階層別ボランティア活動事例集の作成	無	作成				
・階層別ボランティアの参加拡大と活用体制の研究・検討及び実施	無	検討	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施

◆ガイドヘルパーとは

身体障がい者ホームヘルプサービス事業において、外出時の移動の介護など外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのことです。

②ボランティア登録の促進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
登録用パンフレットを整備し、様々な場所に配布・PRすることで、ボランティア活動に意欲のある市民や団体、企業などのボランティア登録を促進します。 特に、団塊世代※や高齢者の方々のボランティア登録を促進します。	23→27	◎	◎	○	○
	市の所管	社会福祉課			

③ボランティアアシスタント、アドバイザーの充実

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
ボランティア活動が継続的に行われるよう、ボランティアアシスタント※やボランティアアドバイザー※の養成・研修事業を開催し、人材育成に努めます。 また、その位置づけや活動内容を市民に広く周知し、登録の促進などボランティア活動の活性化を図ります。	23→27	○	◎		○
	市の 所管	社会福祉課			

◆ ボランティアアシスタントとは

昭和62年4月より、ボランティアのサポート役としてボランティアアシスタントが誕生しました。もともと日本独自ものではなく、外国から生まれたものです。当時の社会福祉協議会※職員が視察に行き、特に資格のない、仕事でもない多くのボランティアが、自分の得意とする分野において地域で活躍していたことに感銘し、北見の実情にあわせた内容で現在まで活躍しています。

主な内容は

- ①視覚障がい者に対する支援
- ②ボランティア派遣需給調整
- ③情報誌の作成
- ④ビデオライブラリー等

◆ ボランティアアドバイザーとは

地域で自らもボランティアとして活動に参加しながら、活動の意欲を持つ人に対して身近なところで相談に応じることの出来る方です。

今までボランティアに興味・関心があっても何をしたいかわからない方に対する相談窓口をボランティア市民活動センター※ではなく、直接、「どのような活動があるの?」「ボランティアって楽しいの?」「大変でないの?」「活動に縛られないの?」「私でもできるの?」といった素朴な疑問に答えてくれます。

④青少年ボランティアの育成

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
継続的・長期的な視点から、将来の地域福祉活動の担い手として重要となる小中高生、大学生、青年を対象としたボランティア学習、福祉スクールなどの内容を充実させ、青少年ボランティアの発掘・育成を推進します。 ・小学生・中高生ボランティア体験学習会 ・学生ボランティアワークキャンプ ・ヤングボランティアフォーラム ほか	23→27	○	◎		○
	市の 所管	社会福祉課			

⑤高齢者のマンパワーの活用 (※重点事業)

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
今後、団塊世代*や、高齢者の方々のマンパワーが地域の大きな力となります。 高齢者が持つ豊富な経験と知識、技能を地域の福祉活動に活かすため、ボランティア講座などを開催し、地域活動への積極的な参加を働きかけます。 ・ボランティア教室入門・専門講座 ・チャイルドアドバイザー事業*	23→27	○	◎		○
	市の所管	社会福祉課 青少年課			

【数値目標】

事業名	実績	計画期間(年度)				
		H23	H24	H25	H26	H27
・ふれあいいきいきサロン活動に係るスタッフ研修	無	実施	実施	実施	実施	実施

◆ チャイルドアドバイザー事業とは

北見市教育委員会が実施している制度で、特技・経験をもった地域の高齢者や、専門知識を有する者をチャイルドアドバイザーとして登録し、児童館等が行う事業において豊かな人間性と創造性を育くむ指導者として次代を担う子どもたちの健全育成を目的としています。

⑥企業ボランティアの育成

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
近年、地域貢献を唱える企業が増えています。 企業を対象としたボランティア講座などを開催し、企業ボランティア育成を推進するとともに、ボランティア活動に関する情報提供や活動プログラムづくりの協力をを行い、素晴らしく大きな力となる企業市民*として地域活動への積極的な参加を働きかけます。	23→27	○	◎	◎	
	市の所管	社会福祉課			

◆ 企業市民とは

市民とは、一個人を指すものですが、企業も社会を構成する一市民という捉え方をし、事業活動のみならず、地域社会、環境、教育、文化など多方面にわたり、積極的に貢献していく者として、擬人化して捉えられた企業のことを指します。

推進施策 I-3-(2)

活動の支援

① ボランティア、NPOの活動支援

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>市民や企業の福祉への理解、地域活動への積極的な参加を促すため、ボランティア、NPO※活動に関する情報や企業による活動情報について、市や社会福祉協議会※の広報紙、ホームページなどを通じて、継続的かつ効果的に発信していきます。</p> <p>また、社会福祉協議会※が運営するボランティア市民活動センター※を中心としたボランティア、NPO※活動が多様な組織との協働※により円滑に進められるよう、組織間のネットワーク※づくりを促進します。</p>	23→27	◎	◎		
	市の 所管	社会福祉課 市民活動課 市民協働推進課			

② ボランティア市民活動センターの機能充実

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>社会福祉協議会※が運営するボランティア市民活動センター※の機能を、ボランティアやNPO※など幅広い市民活動の拠点、総合窓口として充実させ、活動者・団体同士の交流や情報交換などを促進します。</p> <p>また、センターの活動内容を広く市民へ周知し、ボランティアを必要とする人たちへの情報提供を図ります。</p>	23→27	○	◎		
	市の 所管	社会福祉課			

◆ ボランティア市民活動センターとは

ボランティア市民活動センターは、①ボランティア活動への参加希望を受け付ける ②福祉やボランティア活動に関する基礎的な知識や技術などについての学習の場を設ける ③潜在するボランティアに対するニーズを調整して掘り起こす ④福祉団体やNPO※、行政機関とボランティアの間に立ち調整などを行うところです。

また、市民の皆様からの善意の金銭や物品を預託（寄付）していただき、それを運営委員会に図り、寄付金・物品を効果的に社会福祉の増進に寄与させるところです。

基本施策 I-4

福祉意識の醸成・啓発

■現状と課題

健常者が身体障がい者用駐車スペースに平然と駐車をし、まちなかでは点字ブロック上の駐輪を見かけるなど、市民の福祉意識はまだまだ低いと言わざるを得ません。

ノーマライゼーション^{*}の理念及び障がい者や認知症^{*}高齢者などに対する理解を地域で普及・定着させるには、福祉意識を高めていくことが大切です。

しかし、日常の中で障がい者と健常者が接する機会が少なく、障がいや疾病、認知症^{*}に対する情報や知識も少ないため、一部で偏見や差別が生じています。

今後は、誰もが相手の立場を理解し、あたたかい心で行動できる「心のバリアフリー^{*}」を進め、日常の中で子どもや高齢者、障がい者が交流し、ふれあう場と機会の創出が求められています。

また、すべての市民の自立や社会参加を妨げることをしないよう、あらゆる機会を通じて人権意識を高めていくことが求められています。

市民の声

- 学校前の道路の花壇に花を植えると、花が無い時は平気で道路横断していた子ども達が花を植えると意識して渡らなくなった。事業を通してできる人づくりもあると感じました。
- 地域に日赤看護大学があり、今まであまり交流がなかったが、大学の先生が町内会長宅を訪ねて来られ、もっと地域と交流をしたいと申し出があった。今では健康まつりなどを通じて交流が盛んになってきています。
- 昔は大家族主義だったが、今はバラバラで個人主義。子供がたくさんいた頃は、親同士での繋がりもあった。今後、社会が繋がっていくシステムをつくりあげないといけないと思います。
- すべての事に言える事だと思いますが、意識づくりが大切だと思います。誰かがやるのではなく一人一人がやるのだと言う想いが必要だと思います。
- 地域のつながりが大事だと思います。市も色々大変なことはあるだろうけど税金を有効に使って福祉サービスを展開して行ってほしいです。福祉サービスを必要としているのは、高齢者や障がい者の人たちなので、本当に福祉サービスを必要としている人たちの意見を聞いて少しでも良い方向になるよう務めてほしいと感じました。行政と地域の人がもっと積極的に関わりを持って協力できれば福祉の分野はもっと良い方向に変わっていくと思います。

- 認知症[※]への誤解、偏見を持っている人が多く、地域住民の対応が問題と感じています。
- ノーマライゼーション[※]の理念がまだまだ浸透していないと思います。

推進施策 I-4-(1) 心のバリアフリーの推進

①地域における交流事業の推進

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>心のバリアをなくすには、日常から子どもや高齢者、障がい者が交流し、ふれあう場が必要となります。様々な交流、体験を通じ、市民の相互理解、人権意識の啓発を図ります。また、子ども会の行事に町内会も参画するなど、趣向を凝らした地域での相互交流の取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝承遊びなどを通じた高齢者と幼児、小学生との異世代交流事業 ・ 子ども会と特別支援学校[※]、障がい児(者)施設とのふれあい事業 ・ 小中学校の普通学級と特別支援学校[※]との交流 ・ 北見市ふれあい広場[※]の内容の充実 	23→27	◎	◎	○	○
	市の所管	社会福祉課 子ども支援課 青少年課 学校教育課 市民協働推進課			

②障がいや認知症に対する正しい情報の提供

事業内容	期間 (年度)	実施主体			
		市	社協	事業者	市民
<p>市民の障がい者や認知症[※]高齢者などに対する理解とともに、ノーマライゼーション[※]の普及を図るため、障がい当事者や専門家を講師とした講習会の開催、地域包括支援センター[※]などの講座の充実のほか、市や社会福祉協議会[※]の広報紙、ホームページを活用した情報提供に努めます。</p> <p>また、車椅子・ベビーカー・杖を使用している方などの安全確保のため、違法駐車、放置自転車などをなくすようマナー向上への意識啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市や社会福祉協議会[※]主催の各種講座等の利用 ・ 北見市ふれあい広場[※]での講習会の開催 	23→27	◎	◎	○	
	市の所管	社会福祉課 介護福祉課 市民活動課			

◆ふれあい広場とは

障がい者、高齢者、児童などをはじめ、すべての人がわだかまりなく心から楽しく交流できる催しを通して、ノーマライゼーションの理解と普及を図ることを目的に、毎年9月の第1土曜・日曜日に開催されている行事です。内容は、点訳・朗読・手話・車椅子試乗・ガイドヘルプなどが体験できる広場、福祉施設や各種作業所などで作成した作品の展示即売を行うふれあいの店、障がい者の作品を展示するふれあい福祉展などが行われています。福祉団体や関係者などで組織する実行委員会が開催主体です。